

# 平成27年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の全体概要

## 1. 補助金名称

平成27年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

## 2. 事業目的

SIIは、事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、既設の工場・事業場等における先端的な省エネ設備・システム等の導入であって「省エネルギー効果・電力ピーク対策効果」、「費用対効果」及び「技術の先端性」等を踏まえて政策的意義の高いと認められる事業に対し、交付規程に基づき国庫補助金（経済産業省からのエネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金）の交付を行う。

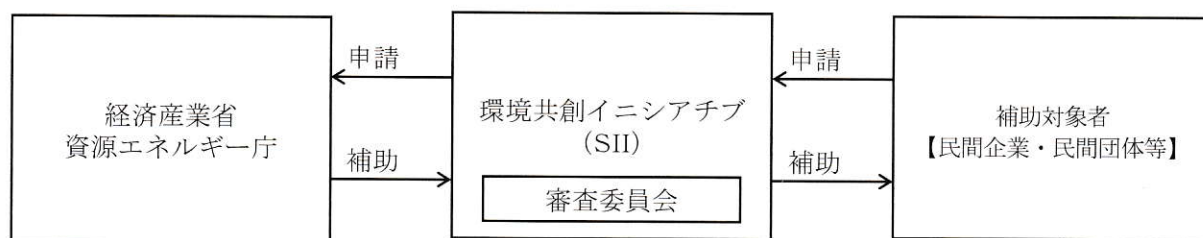
具体的には、工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化を行う際に必要となる費用を補助する。また、電力ピーク対策についても支援対象とするとともに、エネマネ事業者と連携し、EMSを導入することでより一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業についても支援を行う。

## 3. 事業区分および補助率

補助事業者は、申請内容に応じて、以下の申請区分I・IIのいずれかもしくは両方を選択して申請を行う。

区分	区分名称	補助率	
I	省エネ設備導入支援	補助対象経費の1/3以内	エネマネ事業を実施する場合は、補助対象経費の1/2以内
II	電力需要平準化対策支援		

## 4. 事業実施スキーム



## 5. 予算額

約404億円 ※継続事業分等を含む。

## 6. 補助金限度額

上限：1事業あたりの補助金 50億円/年度

下限：1事業あたりの補助金 100万円（補助金100万円未満は対象外）

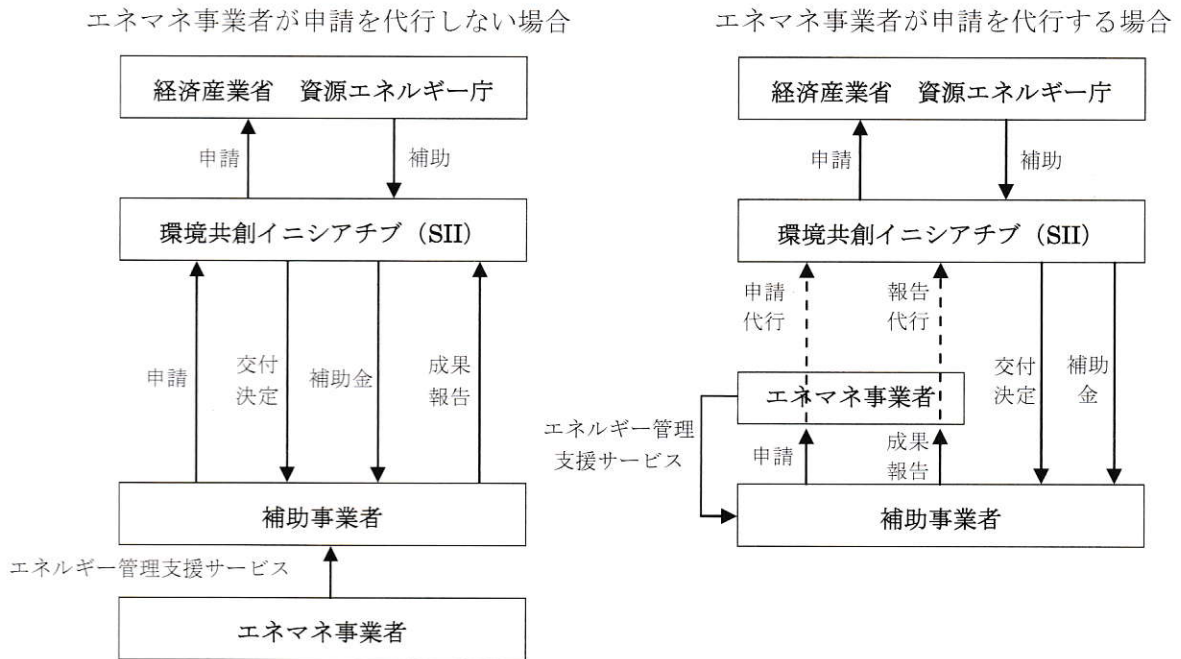
（補助率1/3の場合は補助対象経費300万円、1/2の場合は200万円）

## 7. 補助事業期間

事業の完了は、平成28年1月29日までとする。

※交付決定前に契約、工事着工を行っている事業は対象外とする。

### 1-3 事業スキーム



### 1-4 事業スケジュール（予定）

時期		項目
平成 27 年	4 月	4月14日 エネマネ事業者公募開始 (サービス、EMSを含む)
		5月 8日 エネマネ事業者公募締め切り ・エネマネ事業者、サービス、EMS 審査 ▽審査委員会
	5 月	6月中旬 エネマネ事業者採択発表
		6月中旬 エネマネ事業者事務取扱説明会
6 月	6月中下旬 サービス、補助対象EMS発表	
	6月中下旬 補助事業の公募開始	
平成 28 年	1 月	1月29日 事業完了期限
	3 月	3月末まで 補助金の支払い